

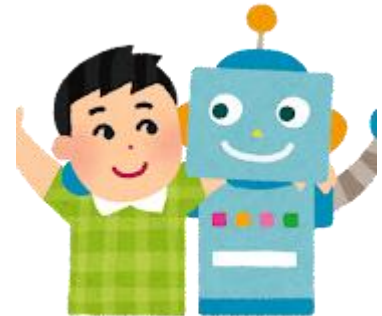
合理的配慮 reasonable accommodation という言葉を聞いたことがあるでしょうか。これは、障害を持つ学生が、できるだけ他の学生と同じように学業や大学生活に取り組めるように、大学にとって過重な負担とならない範囲で、環境の調整をしようという理念です。これは大学だけでなく、社会全体で求められていることなので、社会に出た後も大切な考えです。

「思いやりを持とう」は大いなる誤解

「配慮」というほとんど誤訳ともいえる訳語のせいでもあると思いますが、合理的配慮は「障害を持った人に思いやりをもって接しよう」という話ではありません。むしろ、障害を持つ人と健常者の間にある格差や差別を解消しよう、彼らの権利を擁護しようという、社会思想や法に関わる話なのです。

もちろん、思いやりがあるに越したことはありません。ですが、大事なのは、思いやりを感じるような義理がなくても、合理的配慮は提供されなければならないということです。

また、合理的配慮は「特別扱い」とも違います。車いすに乗る人がスロープを使っても「ずるい」とは言われにくいでしょう。歩く気がないのではなく、歩けないのだと、理解されやすいからでしょう。同様に、話す、書く、理解する、スケジュール管理をする、といったことについても、やる気がないのではなく、できない人がいるのです。



合理的配慮を利用するには



本学で合理的配慮を利用したいときは、身体障害の場合には健康管理センターにご相談ください。精神障害、発達障害の場合には、学生相談室にご相談ください。それぞれ、申請のお手伝いをいたします。

また、障害かどうかわからないけど、大学生活や学業で困っていることがあるという場合にも、学生相談室にご相談ください。お話をうかがって、合理的配慮がお役に立ちそうであれば、手続きをご案内いたします。